

法人化促進講座

農業法人の法人形態とその特徴

令和3年11月9日 オンライン研修にて

税理士 高浜 博美

1. 農業法人の法人形態とその特徴

(1) 法人形態の選択

① 会社法人と農事組合法人の違い

1) 会社法人《株式会社・合同会社》 : 1人でも設立できる

2) 農事組合法人 : 3人以上以内と設立できない → 数戸で共同設立する場合には・・・。

② 株式会社と合同会社の違い

1) 農地所有適格法人における議決権の関係

イ. 株式会社 : 株主の数や出資額に制限なし

ロ. 合同会社 : 農業関係者が社員（出資者）の過半数でなければならない。

2) 設立費用 → 登録免許税 + 定款認証費用

イ. 株式会社 : 15万円 + 5万円 = 20万円

ロ. 合同会社 : 5万円 + 0万円 = 5万円

3) 役員任期

株式会社は任期があるが、合同会社は任期が無い。

(2)税法の扱いについて《会社法人と農事組合法人と比べて》 → 資本金が1億円以下の法人

① 法人税

1)会社法人

- イ. 年所得800万円以下の部分 : 15%
- ロ. 年所得800万円超の部分 : 23.2%

2)農事組合法人《構成員に給料を支給しない》

- イ. 年所得800万円以下の部分 : 15%
- ロ. 年所得800万円超の部分 : 19%

② 事業税

1)会社法人

- イ. 年所得400万円以下の法人 : 3.5%
- ロ. 年所得400万円超800万円以下の部分 : 5.3%

ハ. 年所得800万円超の部分 : 7.0%

2) 農事組合法人

イ. 農地所有適格法人（畜産業・農業作業受託は除く） : 非課税

ロ. 畜産業・農業作業受託 : 会社法人と同じ（肉用牛を売却した場合の課税の特例あり）

※農地所有適格法人とは、次の要件のすべてを満たす法人をいう。

1. 農業の合計売上が売上全体の過半数であること

2. 農業関係者が総議決権の過半数であること

3. 役員の過半数が、農業に常時従事していること

③ 組織変更

1) 一般法人 : 農事組合法人への変更は出来ない。

2) 農事組合法人 : 株式会社への変更は出来る。（合同会社への変更は直接できない。）

2. 農業法人設立までの流れ

(1) 法人設立の時期

① 耕種農業

1) 一般的に作物が少ない1月～4月初めを選ぶ

2) 消費税の免税事業者となる場合には、出来るだけ免税の期間を長くなるように決算月を決める

② 畜産農業

第1期を短くして法人の消費税還付を受け、個人事業の消費税納付に充てる。

(2) 会計期間（決算月）の選択

① 耕種農業

1) 原則：自由に決めることが出来る（比較的暇な時期を申告するようにする）

2) 稲作農業：12月～3月にするとよい（比較的暇な時期を申告するようにする）

3) 大豆

イ. 直接支払交付金の数量払交付金が生産年の翌年3月に交付されることから、12月決算に

すると2月末申告になる。

ロ. 大豆の収入減収による保険金の支払いが1年遅れになるとか、支払われるかどうか直ぐに分からない。

ハ. 以上のことから、『申告期限の延長の特例の申請書』を提出するとよい。

② 畜産農業

経営安定対策としての補填金が四半期ごとに計算するため、3月・6月・9月・12月のいずれかが良い。

(3) 資本金の決定

① 家族経営の法人化の場合

1) 畜産経営など多額の棚卸資産がある経営を法人化する場合

→法人が課税事業者となることで消費税の還付を受けることが出来る。

イ. 資本金を1,000万円以上とすると、設立年度から消費税の課税事業者となる

ロ. 資本金を1,000万円未満とした場合

→『消費税課税事業者選択届出書』を提出する必要あり

※いずれの方法も、設立事業年度から3事業年度消費税の課税事業者で、かつ、『簡易課税』の適用は出来ない。

2)法人税の軽減税率

資本金が1億円を超えると、年800万円以下の金額についても通常の税率になる。

3)県・市町村民税の均等割

資本金が1,000万円を超えると、均等割が7.2万円（県民税：2.2万円・市町村民税：5～6万円）から18.5～21.1万円（県民税：5.5万円・市町村民税13～15.6万円）になる。

② 集落営農の法人化の場合

1)農協法により、定款で定めた額（最低でも出資総額の2分の1）に達するまでは、毎事業年度の剰余金の10分の1以上の利益準備金として積み立てなければならない。

2)その分、従事分量配当や農業経営基盤強化準備金の積み立てが制限される。

3)税負担を軽減するためには、出資金（資本金）を抑制し、その代わりに組合長長期預り金などで運転資金の確保が必要。

3. 今日のまとめ

(1) 法人の形態によって、設立までの費用及び税金が異なる。

(2) 決算月をいつにするかは自由に決めることが出来る。決算月から2ヶ月間、忙しくない時期を選ぶとよい。

(3) 資本金の金額によって、税金の負担が異なる。